

令和5年第4回定例会

請願調査一覧表

総務企画委員会

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者住所氏名	紹介議員氏名	調査結果																																																																																				
5 年 第 7 号	5. 1 2 . 6	<p>令和6年度私立高等学校等経常費等助成に関する請願</p> <p>私立高等学校等は、教育の充実・向上を図り、時代の要請に対応した特色ある教育を实践し、次代を担う優れた人材の育成に努め、県民の期待に応えるよう総力を傾注してきた。</p> <p>しかし、承知のとおり、少子化による生徒数の大幅な減少の影響等により、私立高等学校等の経営は、いよいよ重大な局面を迎えていると言わざるを得ない。</p> <p>ついで、将来を担う生徒の教育の機会均等や学校選択の自由の実現が妨げられることの無いよう、県財政を取り巻く状況は厳しいとは思いますが、私立学校教育の振興を図るため、教育基本法及び私立学校振興助成法の趣旨を踏まえ、以下の要望事項について特段の配慮をお願いする。</p> <p>[要望事項]</p> <p>1 経常費補助金の確保について</p> <p>私立学校が時代や社会の進展に即した新しい教育を積極的に推進していくためには、これまで以上の経費を必要とするが、少子化に伴う生徒数の減少による納付金の減収により、私立高等学校等を取り巻く状況は厳しさを増している。</p> <p>私立学校経営の健全化と保護者の教育費負担の軽減を図るために、経常費補助金の確保について特段の配慮をお願いする。</p> <p>2 高等学校等授業料減免事業の拡充について</p> <p>本県においては、国の就学支援金の制度改正より令和2年度から年収590万円未満世帯を対象に、支給上限額が年額396,000円となり、授業料の実質無償化が図られたが、制度を改正しても、なお、公立高校の大半は無償であるのに対し、私立の保護者は依然として教育費を負担しているのが実態であり、公私間格差是正の観点から、家庭の状況に関わらず全ての意志ある高校生等が安心して私立学校で学べるよう、他県と同様に国制度に加えて、実質無償化対象世帯の更なる範</p>	茨城県水戸市見和1丁目356番地の2 茨城県私学協会 会長 鈴木康之 茨城県私立中学高等学校保護者会連合会 会長 小室雄一郎 外83名	海野 透 葉 梨 衛 白田 信夫 森田 悦男 西野 一	<p>1 経常費補助金について</p> <p>(1) 現況</p> <p>経常費補助については、私立学校の教育条件の維持向上、経営の健全性の確保並びに父母負担の軽減を図るため、私立学校の経常的経費に対して補助を行っているところである。</p> <p>毎年度、国の財源措置（国庫補助金及び地方交付税）状況を勘案しながら、補助単価の充実に努めているところである。</p> <p>ア 生徒1人当たり補助単価 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>増減額</th> <th>伸び率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校</td> <td>373,415</td> <td>377,532</td> <td>4,117</td> <td>1.10%</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>342,149</td> <td>346,101</td> <td>3,952</td> <td>1.16%</td> </tr> <tr> <td>狭域通信制</td> <td>80,082</td> <td>80,988</td> <td>906</td> <td>1.13%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※中等教育学校の後期課程は高等学校、前期課程は中学校と同額</p> <p>イ 当初予算額の推移 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校</td> <td>7,693,393</td> <td>7,796,906</td> <td>7,885,511</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>1,473,023</td> <td>1,446,949</td> <td>1,505,194</td> </tr> <tr> <td>狭域通信制</td> <td>71,434</td> <td>88,331</td> <td>113,708</td> </tr> </tbody> </table> <p>※高等学校には中等教育学校の後期分、中学校には中等教育学校の前期分を含む。</p> <p>(2) 近県の状況</p> <p>○経常費補助単価比較（令和5年度）</p> <p>ア 高等学校 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>東京</th> <th>千葉</th> <th>茨城</th> <th>群馬</th> <th>栃木</th> <th>神奈川</th> <th>埼玉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助単価</td> <td>404,103</td> <td>383,527</td> <td>377,532</td> <td>366,724</td> <td>354,100</td> <td>347,486</td> <td>320,331</td> </tr> <tr> <td>順位</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>11</td> <td>21</td> <td>33</td> <td>40</td> <td>43</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 中学校 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>東京</th> <th>群馬</th> <th>茨城</th> <th>千葉</th> <th>栃木</th> <th>神奈川</th> <th>埼玉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助単価</td> <td>373,352</td> <td>346,485</td> <td>346,108</td> <td>346,101</td> <td>311,500</td> <td>258,688</td> <td>254,129</td> </tr> <tr> <td>順位</td> <td>2</td> <td>14</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>34</td> <td>40</td> <td>41</td> </tr> </tbody> </table> <p>※日本私立中学高等学校連合会調査より</p>	区分	令和4年度	令和5年度	増減額	伸び率	高等学校	373,415	377,532	4,117	1.10%	中学校	342,149	346,101	3,952	1.16%	狭域通信制	80,082	80,988	906	1.13%	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	高等学校	7,693,393	7,796,906	7,885,511	中学校	1,473,023	1,446,949	1,505,194	狭域通信制	71,434	88,331	113,708		東京	千葉	茨城	群馬	栃木	神奈川	埼玉	補助単価	404,103	383,527	377,532	366,724	354,100	347,486	320,331	順位	2	6	11	21	33	40	43		東京	群馬	茨城	千葉	栃木	神奈川	埼玉	補助単価	373,352	346,485	346,108	346,101	311,500	258,688	254,129	順位	2	14	18	18	34	40	41
区分	令和4年度	令和5年度	増減額	伸び率																																																																																					
高等学校	373,415	377,532	4,117	1.10%																																																																																					
中学校	342,149	346,101	3,952	1.16%																																																																																					
狭域通信制	80,082	80,988	906	1.13%																																																																																					
区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度																																																																																						
高等学校	7,693,393	7,796,906	7,885,511																																																																																						
中学校	1,473,023	1,446,949	1,505,194																																																																																						
狭域通信制	71,434	88,331	113,708																																																																																						
	東京	千葉	茨城	群馬	栃木	神奈川	埼玉																																																																																		
補助単価	404,103	383,527	377,532	366,724	354,100	347,486	320,331																																																																																		
順位	2	6	11	21	33	40	43																																																																																		
	東京	群馬	茨城	千葉	栃木	神奈川	埼玉																																																																																		
補助単価	373,352	346,485	346,108	346,101	311,500	258,688	254,129																																																																																		
順位	2	14	18	18	34	40	41																																																																																		

	<p>困拡大、多子世帯への所得要件緩和、低所得世帯への一層の軽減等により教育費負担の軽減化が図られるよう県事業の拡充をお願いする。</p> <p>3 教職員研修に対する支援について グローバル化への対応や社会を牽引するイノベーション創出を目指す教育のための学習指導要領の改訂等、国の急速な教育改革等に対応するためには、教職員研修はこれまで以上に重要であり、経常費補助金の特別加算分の項目に計上されているが、本県私立学校の実情などを勘案し、教職員研修に対する支援の拡充をお願いする。</p> <p>4 家計急変保護者世帯等に対する支援について 新型コロナウイルスの影響は減少しつつあるが、その影響を始めとする家計急変等の理由により、授業料等の納入が困難な中学生を含む生徒等を対象に授業料等の軽減措置を行う学校法人に対し、県補助事業の授業料等軽減事業が制度化されており、当該補助金等の早期給付や影響の長期化等に伴う保護者世帯に対する支援について特段の配慮をお願いする。 今後も引き続き、私立中学に対しても、私立高校と一体的に教育費負担の軽減化が図られるようお願いする。</p>			<p>2 高等学校等授業料減免事業の拡充について (現況) 令和2年4月から、国の就学支援金制度が拡充され、年収約590万円未満世帯を対象とした授業料の実質無償化が実施されたことにより、県による上乗せ支援の対象としていた世帯に対しても国により授業料実質無償化が図られることとなったことから、本県独自の授業料に係る上乗せ支援は実施していない。 また、平成26年度から私立高等学校等奨学給付金事業を、平成29年度から入学金減免事業を実施しており、授業料以外の教育費についても負担軽減に努めている。</p> <p>ア 全日制高校初年度納付金公私比較（令和5年度）</p> <table border="1" data-bbox="1431 547 2018 616"> <thead> <tr> <th>公立</th> <th>私立</th> <th>公私差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8,650 円</td> <td>340,450 円</td> <td>331,800 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※年収約590万円未満世帯の例（就学支援金事業により、令和2年度から年収約590万円未満世帯の授業料は実質無償化。また、入学金軽減事業により96,000円を上限に補助）</p> <p>イ 就学支援金の支給状況（単位：人、千円）</p> <table border="1" data-bbox="1431 775 2033 877"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象生徒数</td> <td>32,436</td> <td>40,140</td> <td>46,146</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>6,135,228</td> <td>7,195,599</td> <td>8,857,095</td> </tr> </tbody> </table> <p>※対象者数、支給額とも、専修学校（高等課程）等を含む。 ※令和3年度、令和4年度は実績、令和5年度は当初予算額。</p> <p>3 教職員研修に対する支援について (現況) 令和元年度から、指導力向上に資する教員研修を実施した場合等には、私立高等学校等経常費補助金により、各学校に対して支援を行っている。 今後とも、本県私立学校の実情等を勘案し、より効果的な支援を検討していく。</p> <p>4 家計急変保護者世帯等に対する支援について (現況) (1) 私立中学校等の授業料支援 授業減免事業を行う中学校等を設置する学校法人に対し、補助を実施している。令和4年度から年収400万円未満の世帯に対する授業料支援の補助上限額を年額18万円から年額33万6000円に拡充したところである。</p>	公立	私立	公私差	8,650 円	340,450 円	331,800 円	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	対象生徒数	32,436	40,140	46,146	支給額	6,135,228	7,195,599	8,857,095
公立	私立	公私差																				
8,650 円	340,450 円	331,800 円																				
区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度																			
対象生徒数	32,436	40,140	46,146																			
支給額	6,135,228	7,195,599	8,857,095																			

○授業料等減免事業の補助の状況

(単位：人、千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象生徒数	1,822	1,935	2,486
うち中学校	54	76	85
支給額	133,484	156,937	201,841
うち中学校	9,566	22,348	25,704

※令和3年度、令和4年度は実績、令和5年度は当初予算額。

(2) 家計急変保護者世帯等に対する支援

保護者等の負傷・疾病による療養や災害による被災により勤務できない場合や、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職などの事情により家計が急変し、所得が減少した世帯に対して私立高等学校等の授業料を支援しており、円滑な手続きの支援や早期給付に努めている。

ア 高等学校等就学支援金制度（家計急変支援）

私立高等学校等に在籍する生徒がいる世帯に対し、国の就学支援制度により支援している。

※令和4年度までは県の授業料等減免事業により支援していたが、令和5年度に国の制度変更により、高等学校等の授業料支援は就学支援金制度に一本化された。

【支給額】

家計急変後 年収の目安	支給額上限（年額）
590万円未満	396,000円 (就学支援金制度による支給額と同一)

イ 家計急変世帯向け授業料軽減事業

家計が急変した世帯を対象に授業減免事業を行う中学校等を設置する学校法人に対して補助を実施している。

令和4年度からは家計急変世帯への授業料支援における年収要件を250万円未満から400万円未満に拡充したところ。

【支給額】

家計急変後 年収の目安	支給額上限（年額）
400万円未満	336,000円

					<p>ウ 奨学のための給付金</p> <p>授業料以外の教育費負担を軽減するため実施している奨学のための給付金について、新型コロナウイルス感染症対策と、令和2年度から家計急変世帯を支給対象に追加した。</p> <p>【支給額】 52,100円～152,000円</p> <p>※世帯の収入状況等により支給額は異なる。</p> <p>※高等学校、中等教育学校後期課程、高等学校専攻科、専修学校高等課程等が対象。</p>
--	--	--	--	--	--

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者住所氏名	紹介議員氏名	調査結果																		
5 年 第 10 号	5. 12. 6	<p>父母の教育費負担を軽減し、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成に関する請願</p> <p>2020 年度、国は就学支援金制度を拡充し、年収 590 万円未満世帯に対し 39.6 万円の支援金制度とした。制度拡充によって学費の滞納や、経済的理由による退学者は全国的に大幅に減少した。多くの先進諸国が私立・公立の区別なく高校までは「学費が完全無償」となっている。国の就学支援金制度の前進面はあるものの、「学費の実質無償」にはまだまだ遠い状況にある。</p> <p>こうした国の立ち遅れた実態に対し、都道府県では国の制度を待たずに独自に支援制度を創設している。関東では国の支援金制度（年収によって 39.6 万円から 11.8 万円）に上乗せすることで、東京都は年収 910 万円未満世帯に 47.5 万円、神奈川県は年収によって 45.6 万円～19.3 万円、千葉県は 52.2 万円～24.1 万円、埼玉県は学費全額、59.6 万円～37.8 万円、群馬県は 39.6 万円～16.5 万円、910 万円以上世帯にも 2.3 万円の授業料補助を実現している。</p> <p>茨城県と栃木県は入学金補助制度（茨城県では 2017 年から 19.6 万円～9.8 万円、栃木県では 2020 年度から 7～3.5 万円）はあるものの、国の就学支援金制度への上乗せはない。春のはがき署名の中で「子どもたちが望んだ学校に進学できるようにしてください」「親が学費で苦しんでいるのが辛い」など多くの声が寄せられている。</p> <p>以上の立場から、下記の事項について請願する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 学費の滞納や経済的理由による退学者を出さないように、国の就学支援金制度に上乗せする県独自の支援制度を作ってほしい。</p> <p>2 私学への経常費助成を増額してほしい。とくに県単独補助金について、高校に対し増額するとともに、小・中学校に対しては創設してほしい。</p>	茨城県行方市手賀 571 私学助成をすすめる茨城県連絡会議 代表 横須賀 健二 外 7,403 名	江尻加那	<p>1 学費の滞納や経済的理由による退学者を出さないように、国の就学支援金制度に上乗せする県独自の支援制度を作ること。 (現況)</p> <p>令和 2 年 4 月から、国の就学支援金制度が拡充され、年収約 590 万円未満世帯を対象とした授業料の実質無償化が実施されたことにより、県による上乗せ支援の対象としていた世帯に対しても国により授業料実質無償化が図られることとなったことから、本県独自の授業料に係る上乗せ支援は実施していない。</p> <p>また、平成 26 年度から私立高等学校等奨学給付金事業を、平成 29 年度から入学金減免事業を実施しており、授業料以外の教育費についても負担軽減に努めている。</p> <p>ア 全日制高校初年度納付金公私比較（令和 5 年度）</p> <table border="1" data-bbox="1429 687 2018 756"> <thead> <tr> <th>公立</th> <th>私立</th> <th>公私差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8,650 円</td> <td>340,450 円</td> <td>331,800 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※年収約 590 万円未満世帯の例（就学支援金事業により、令和 2 年度から年収約 590 万円未満世帯の授業料は実質無償化。また、入学金軽減事業により 96,000 円を上限に補助）</p> <p>イ 就学支援金の支給状況（単位：人、千円）</p> <table border="1" data-bbox="1429 919 2033 1018"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和 3 年度</th> <th>令和 4 年度</th> <th>令和 5 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象生徒数</td> <td>32,436</td> <td>40,140</td> <td>46,146</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>6,135,228</td> <td>7,195,599</td> <td>8,857,095</td> </tr> </tbody> </table> <p>※対象者数、支給額とも、専修学校（高等課程）等を含む。 ※令和 3 年度、令和 4 年度は実績、令和 5 年度は当初予算額。</p> <p>2 私学への経常費助成を増額すること。とくに県単独補助金について、高校に対し増額するとともに、小・中学校に対しては創設すること。 (現況)</p> <p>経常費補助については、私立学校の教育条件の維持向上、経営の健全性の確保並びに父母負担の軽減を図るため、私立学校の経常的経費に対して補助を行っているところである。毎年度、国の財源措置（国庫補助金及び地方交付税）状況を勘案しながら、補助単価の充実に努めているところである。</p>	公立	私立	公私差	8,650 円	340,450 円	331,800 円	区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	対象生徒数	32,436	40,140	46,146	支給額	6,135,228	7,195,599	8,857,095
公立	私立	公私差																					
8,650 円	340,450 円	331,800 円																					
区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度																				
対象生徒数	32,436	40,140	46,146																				
支給額	6,135,228	7,195,599	8,857,095																				

3 高校の経常費の査定項目から「難関大学への進学」「医学部への進学」「全国大会への出場」など生徒の成績や実績を基にする項目を削除してほしい。

4 スクールバスや学生寮など、通学不便が理由で経済的負担が大きくなる生徒に対し、負担を軽減する制度を作してほしい。

ア 生徒1人当たり補助単価 (単位：円)

区分	令和4年度	令和5年度	増減額	伸び率
高等学校	373,415	377,532	4,117	1.10%
中学校	342,149	346,101	3,952	1.16%
小学校	340,566	344,504	3,938	1.16%

※中等教育学校の後期課程は高等学校、前期課程は中学校と同額

イ 当初予算額の推移 (単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小・中・中等・高校	9,915,498	10,012,180	10,207,991

(近県の状況)

○高等学校補助単価比較(令和5年度) (単位：円)

	東京	千葉	茨城	群馬	栃木	神奈川	埼玉
補助単価	404,103	383,527	377,532	366,724	354,100	347,486	320,331
順位	2	6	11	21	33	40	43

※日本私立中学高等学校連合会調査より

3 高校の経常費の査定項目から「難関大学への進学」「医学部への進学」「全国大会への出場」など生徒の成績や実績を基にする項目を削除すること。

(現況)

私立高等学校への経常費補助については、配分方法を令和元年度から見直し、生徒数や教職員数等に基づき算出した一般分と、各学校の教育の取組内容に応じて算出した特別分の合計額により配分している。

配分項目については、学校の様々な取組を評価できるよう、医師不足などの本県の政策課題や、ICTの進展などの社会変化、理数教育・国際教育の推進などの各学校の取組や意見を参考に設定している。

今後も学校の取り組み状況等を踏まえ、更なる特色ある教育を促進できるよう、随時見直しを図っていく。

				<p>4 スクールバスや学生寮など、通学不便が理由で経済的負担が大きくなる生徒に対し、負担を軽減する制度を作ること。</p> <p>(現況)</p> <p>スクールバスについては、高等学校等27校中18校が運行しており、4,998人の生徒が利用している(R4)。</p> <p>学生寮については、同14校が設置しており、1,390人の生徒が利用している(R5)。</p> <p>スクールバス及び寮に関する支援については、学校の経常的経費全体に対する補助である経常費補助で対応している。</p> <p>また、保護者に対しては、授業料以外の教育費への補助として生活保護世帯・非課税世帯を対象に奨学のための給付金を支給し、保護者への負担軽減を図っている。</p> <p>ア 私立高等学校等(※)のスクールバス運行状況及び学生寮設置状況</p> <table border="1" data-bbox="1413 676 2045 874"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>運行・設置学校数 (割合)</th> <th>利用生徒数 (割合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スクールバス (R4)</td> <td>18校/27校 (66.7%)</td> <td>4,998人/21,514人 (23.2%)</td> </tr> <tr> <td>学生寮 (R5)</td> <td>14校/27校 (51.9%)</td> <td>1,390人/20,621人 (6.7%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※高等学校(全日制)24校、中等教育学校3校</p> <p>イ 奨学のための給付金</p> <p>【支給額】52,100円～152,000円</p> <p>※世帯の収入状況等により支給額は異なる。</p> <p>※高等学校、中等教育学校後期課程、高等学校専攻科、専修学校高等課程等が対象。</p>	区 分	運行・設置学校数 (割合)	利用生徒数 (割合)	スクールバス (R4)	18校/27校 (66.7%)	4,998人/21,514人 (23.2%)	学生寮 (R5)	14校/27校 (51.9%)	1,390人/20,621人 (6.7%)
区 分	運行・設置学校数 (割合)	利用生徒数 (割合)											
スクールバス (R4)	18校/27校 (66.7%)	4,998人/21,514人 (23.2%)											
学生寮 (R5)	14校/27校 (51.9%)	1,390人/20,621人 (6.7%)											

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者住所氏名	紹介議員氏名	調査結果
5 年 第 1 3 号	5 . 1 2 . 6	<p>イスラエルによるパレスチナ自治区ガザ攻撃中止と即時停戦への外交努力を日本政府に求めることに関する請願</p> <p>イスラム組織ハマスは10月7日、イスラエルを奇襲攻撃し1,400人以上を殺害し、200人以上を拉致した。その結果、イスラエルによる報復攻撃によってガザ地区の住民は、2か月余りで1万5千人超の犠牲者をだしている。その4割が子どもと言われている。</p> <p>「子どもたちを殺すな」「ただちに停戦を」という国際世論の高まりや国連安全保障理事会が採択した戦闘の「休止」を求める決議によって、戦闘休止期間が7日間あったものの、今月1日以降もイスラエルによる空爆が激しさを増している。民間人の命が奪われ、傷つき、180万人が住む家を失っている。北部も南部も攻撃にさらされ「天井のない監獄」から逃れることが出来ない。</p> <p>イスラエルの高官の一人はガザ地区への「原爆投下が一つの選択肢」と発言している。唯一の戦争被爆国である日本政府は、イスラエルに国際法違反の蛮行をやめるよう求め、ガザ攻撃中止と即時停戦への外交努力に尽くすべきである。</p> <p>よって、下記事項を請願する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 イスラエルによるパレスチナ自治区ガザ攻撃中止と即時撤退への外交努力を日本政府に求めること。</p>	茨城県水戸市見川5-127-281 茨城県平和委員会事務局長 篠原 睦美	江 尻 加 那 う の の ぶ こ 中 村 は や と	(所管する部署なしのため、記入不可)